

香川労働局発表

令和5年12月22日（金）

香川労働局職業安定部職業対策課
課長 片岡 伸二
課長補佐 鳩 博之
地方障害者雇用担当官 川口 剛史
(電話) 087-811-8923

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

香川労働局（局長：栗尾保和）では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」を集計し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は3,368.5人、対前年比3.1%（102.0人）増加
 - ・実雇用率は2.19%、対前年比0.03ポイント上昇
（全国平均実雇用率は2.33%、対前年比0.08ポイント上昇）
 - ・法定雇用率達成企業の割合は57.1%、対前年比1.1ポイント上昇
（全国の達成企業の割合は50.1%、対前年比1.8ポイント上昇）
 - ・対象企業（43.5人以上規模）数 909社、達成企業数 519社

【公的機関】（法定雇用率2.6%、県・市等の教育委員会2.5%）※（ ）は前年の値

- 県の機関において、実雇用率は対前年と同様、市町の機関は上回った。
 - ・県の機関の雇用障害者数は147.0人（146.5人）、実雇用率は2.70%（2.70%）
（全国平均実雇用率は2.96%（2.86%））
 - ・市町の機関の雇用障害者数は341.0人（318.5人）、実雇用率は2.61%（2.46%）
（全国平均実雇用率は2.63%（2.57%））
 - ・県教育委員会等の雇用障害者数は184.5人（187.0人）、実雇用率は2.52%（2.53%）
（全国平均実雇用率は2.34%（2.27%））

【独立行政法人等】（法定雇用率2.6%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回った。
 - ・独立行政法人等の雇用障害者数は54.0人（50.0人）、実雇用率は2.74%（2.60%）
（全国平均実雇用率は2.76%（2.72%））

【概要】

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 雇用されている障害者の数は3,368.5人で、前年より102.0人増加(対前年比3.1%増)し2年連続増加となった。

このうち、身体障害者は2,191.5人(対前年比0.2%減)、知的障害者は695.0人(対前年比1.5%増)、精神障害者は482.0人(対前年比24.5%増)と身体障害者以外は前年より増加した。

- 実雇用率は2.19%で、前年の2.16%より0.03ポイント上昇した。
- 法定雇用率達成企業の割合は57.1%で、前年の56.0%より1.1ポイント上昇した。

(5P 総括表・8P 総括表・11P 詳細表1(1)①)

(2) 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5~100人未満で608.0人、100~300人未満で1,040.5人、300~500人未満で372.5人、500~1,000人未満で333.0人、1,000人以上で1,014.5人となり、43.5~100人未満、100~300人未満及び1,000人以上で前年より増加した。

- 実雇用率は、43.5~100人未満で1.82%、100~300人未満で2.28%、300~500人未満で2.16%、500~1,000人未満で2.19%、1,000人以上で2.39%となり、100~300人未満および1,000人以上で前年を上回っている。

- 法定雇用率達成割合は、43.5~100人未満で53.0%、100~300人未満で64.5%、300~500人未満で61.2%、500~1,000人未満で52.0%、1,000人以上で47.6%となり、100~300人未満、300~500人未満及び500~1,000人未満で前年より増加した。

(12P 詳細表1(2)①)

(3) 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「製造業」「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業」の業種で前年よりも増加した。

- 産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業、物品賃貸業」「医療、福祉」「サービス業」が法定雇用率以上となった。

(13P 詳細表1(3)①)

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和5年の法定雇用率未達成企業は390社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が71.3%と過半数を占めている。

- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は244社であり、未達成企業に占める割合は、62.6%となっている。

(14P 詳細表1(4)①)

2 公的機関における在職状況

(1) 県及び市町の機関（法定雇用率 2.6%）

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は 147.0 人で、前年の 146.5 人より 0.5 人（0.3%）増加した。実雇用率は 2.70% で、前年の 2.70% と同じであった。
- ・ 法定雇用率を達成していない県の機関は以下のとおりである。
香川県警察本部（2.09%）

（5P 総括表 2（1）・15P 詳細表 2（1）①）

（19P 詳細表 4（1））

- ・ 市町の機関に在職している障害者の数は 341.0 人で、前年より 22.5 人（7.1%）増加した。実雇用率は 2.61% で、前年の 2.46% より 0.15 ポイント上昇した。
（市町の 30 機関中、26 機関が達成している。）
- ・ 法定雇用率を達成していない市町の機関は以下のとおりである。
高松市（2.35%）、坂出市（2.04%）、善通寺市（1.88%）、
丸亀市教育委員会（2.26%）

（ただし、高松市及び坂出市は、11 月末日時点で法定雇用率を達成している。）

（5P 総括表 2（2）・16P 詳細表 2（2）①）

（19P 詳細表 4（2））

(2) 県教育委員会等の機関（法定雇用率 2.5%）

- ・ 2.5% の法定雇用率が適用される県教育委員会等に在職している障害者の数は 184.5 人で、前年の 187.0 人より 2.5 人（1.3%）減少した。
実雇用率は 2.52% で、前年の 2.53% より 0.01 ポイント減少した。
（県教育委員会等の機関は、法定雇用率を全て達成している。）

（5P 総括表 2（3）・17P 詳細表 2（3）①）

（20P 詳細表 4（3））

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.6%）

- ・ 2.6% の法定雇用率が適用される独立行政法人等において雇用されている障害者の数は 54.0 人で、前年より 4.0 人（8.0%）増加した。
- ・ 実雇用率は 2.74% で、前年の 2.60% より 0.14 ポイント上昇した。
（独立行政法人等は、法定雇用率を達成している。）

（6P 総括表 3・18P 詳細表 3 ①）

（20P 詳細表 4（4））

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

[総括表]

1	民間企業における雇用状況	5
2	地方公共団体における在職状況	5
3	独立行政法人等における雇用状況	6
4	民間企業における障害者の雇用状況	7~8
5	法定雇用率とは	9
6	障害者雇用率達成指導の流れ	10

[詳細表]

1	民間企業における雇用状況	
	(1) 概況	11
	(2) 企業規模別の雇用状況	12
	(3) 産業別の雇用状況	13
	(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率 未達成企業数	14
2	地方公共団体における在職状況	
	(1) 都道府県の機関	15
	(2) 市町村の機関	16
	(3) 都道府県等の教育委員会	17
3	独立行政法人等における雇用状況	18
4	公的機関・独立行政法人等の各機関の状況	19~20

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況 [総括表]

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	153,810.0 人 (151,535.5 人)	3,368.5 人 (3,266.5 人)	2.19 % (2.16 %)	519 / 909 (494 / 882)	57.1 % (56.0 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関 (法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	5,436.5 人 (5,435.0 人)	147.0 人 (146.5 人)	2.70 % (2.70 %)	1 / 2 (2 / 2)	50.0 % (100.0 %)
県 知事部局	5,006.0 人 (5,009.0 人)	138.0 人 (135.5 人)	2.76 % (2.71 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の 県機関	430.5 人 (426.0 人)	9.0 人 (11.0 人)	2.09 % (2.58 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町の機関	13,055.5 人 (12,959.5 人)	341.0 人 (318.5 人)	2.61 % (2.46 %)	26 / 30 (22 / 31)	86.7 % (71.0 %)

(3) 県教育委員会等の機関 (法定雇用率2.5%)

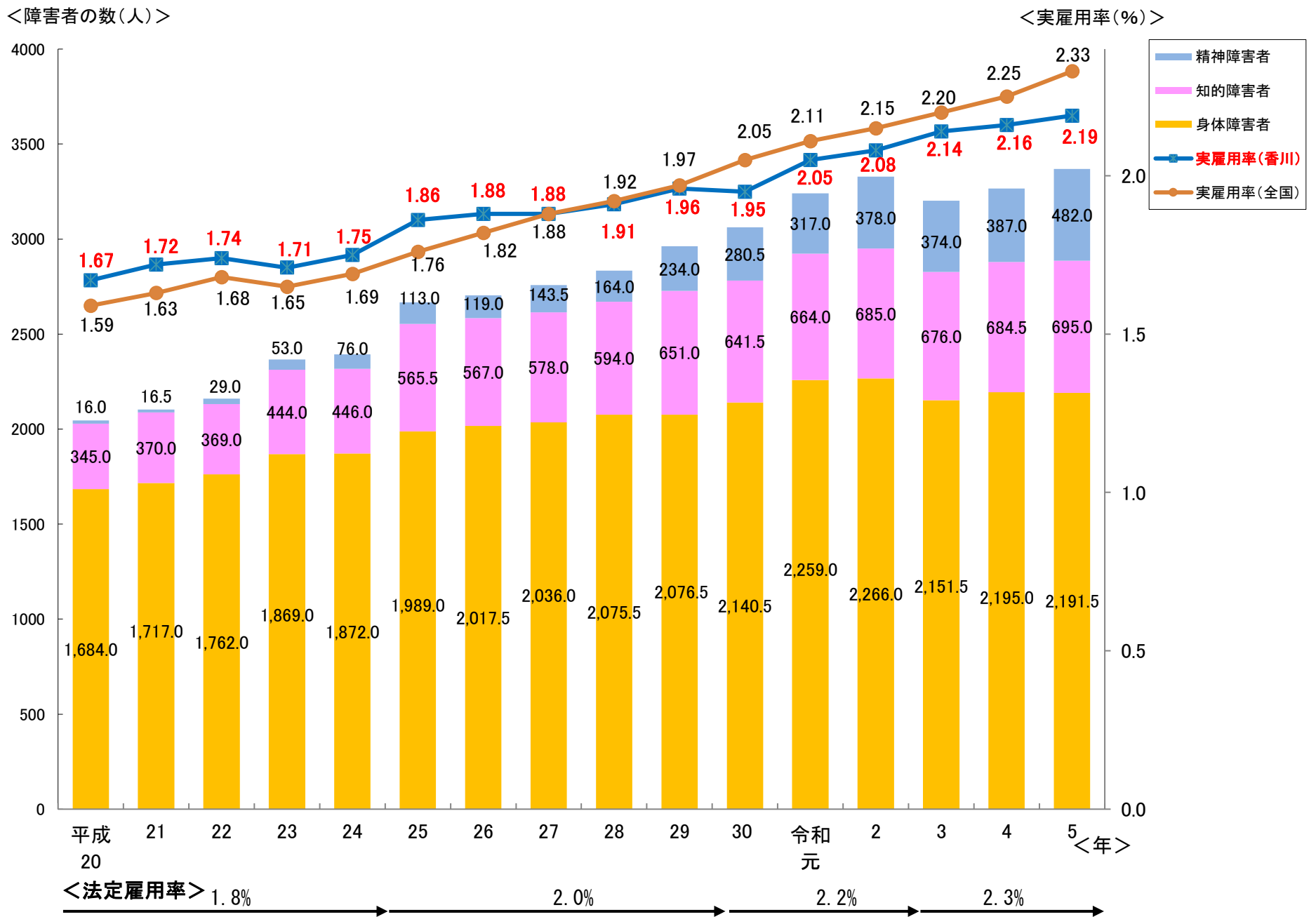
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	7,324.0 人 (7,381.5 人)	184.5 人 (187.0 人)	2.52 % (2.53 %)	2 / 2 (1 / 2)	100.0 % (50.0 %)
県 教育委員会	6,562.0 人 (6,622.5 人)	164.5 人 (170.0 人)	2.51 % (2.57 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
市 教育委員会	762.0 人 (759.0 人)	20.0 人 (17.0 人)	2.62 % (2.24 %)	1 / 1 (0 / 1)	100.0 % (0.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	1,973.0 人 (1,924.5 人)	54.0 人 (50.0 人)	2.74 % (2.60 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)
国立大学法人等	1,973.0 人 (1,924.5 人)	54.0 人 (50.0 人)	2.74 % (2.60 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
地方独立行政法人等	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については1人を1カウントしている。また、令和4年においては精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

4 民間企業における障害者の雇用状況



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

期間	カウント対象者
平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成23年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

(各年6月1日現在)

区分	企業数	雇用状況					達成企業の割合(%)		達成企業数		
		算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率(%)			全国	全国			
				身体障害者	知的障害者	精神障害者					
平成 20年	619	122,727.0	2,045.0	1,684.0	345.0	16.0	1.67%	1.59%	58.3%	44.9%	361
21年	621	121,978.0	2,103.5	1,717.0	370.0	16.5	1.72%	1.63%	59.4%	45.5%	369
22年	619	124,036.0	2,160.0	1,762.0	369.0	29.0	1.74%	1.68%	59.1%	47.0%	366
23年	664	137,994.0	2,366.0	1,869.0	444.0	53.0	1.71%	1.65%	60.1%	45.3%	399
24年	662	136,870.5	2,394.0	1,872.0	446.0	76.0	1.75%	1.69%	60.0%	46.8%	397
25年	759	143,732.0	2,667.5	1,989.0	565.5	113.0	1.86%	1.76%	59.2%	42.7%	449
26年	768	143,912.5	2,703.5	2,017.5	567.0	119.0	1.88%	1.82%	56.5%	44.7%	434
27年	779	146,501.0	2,757.5	2,036.0	578.0	143.5	1.88%	1.88%	55.7%	47.2%	434
28年	780	148,499.0	2,833.5	2,075.5	594.0	164.0	1.91%	1.92%	57.8%	48.8%	451
29年	795	151,140.5	2,961.5	2,076.5	651.0	234.0	1.96%	1.97%	57.7%	50.0%	459
30年	864	156,714.0	3,062.5	2,140.5	641.5	280.5	1.95%	2.05%	53.4%	45.9%	461
令和 元年	867	157,894.0	3,240.0	2,259.0	664.0	317.0	2.05%	2.11%	55.7%	48.0%	483
2年	873	160,054.0	3,329.0	2,266.0	685.0	378.0	2.08%	2.15%	55.7%	48.6%	486
3年	881	149,912.0	3,201.5	2,151.5	676.0	374.0	2.14%	2.20%	54.6%	47.0%	481
4年	882	151,535.5	3,266.5	2,195.0	684.5	387.0	2.16%	2.25%	56.0%	48.3%	494
5年	909	153,810.0	3,368.5	2,191.5	695.0	482.0	2.19%	2.33%	57.1%	50.1%	519

「障害者数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降
 平成22年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者（※）
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。
 ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

5 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業
 - 一般の民間企業 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 2. 6 %
 - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※()内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

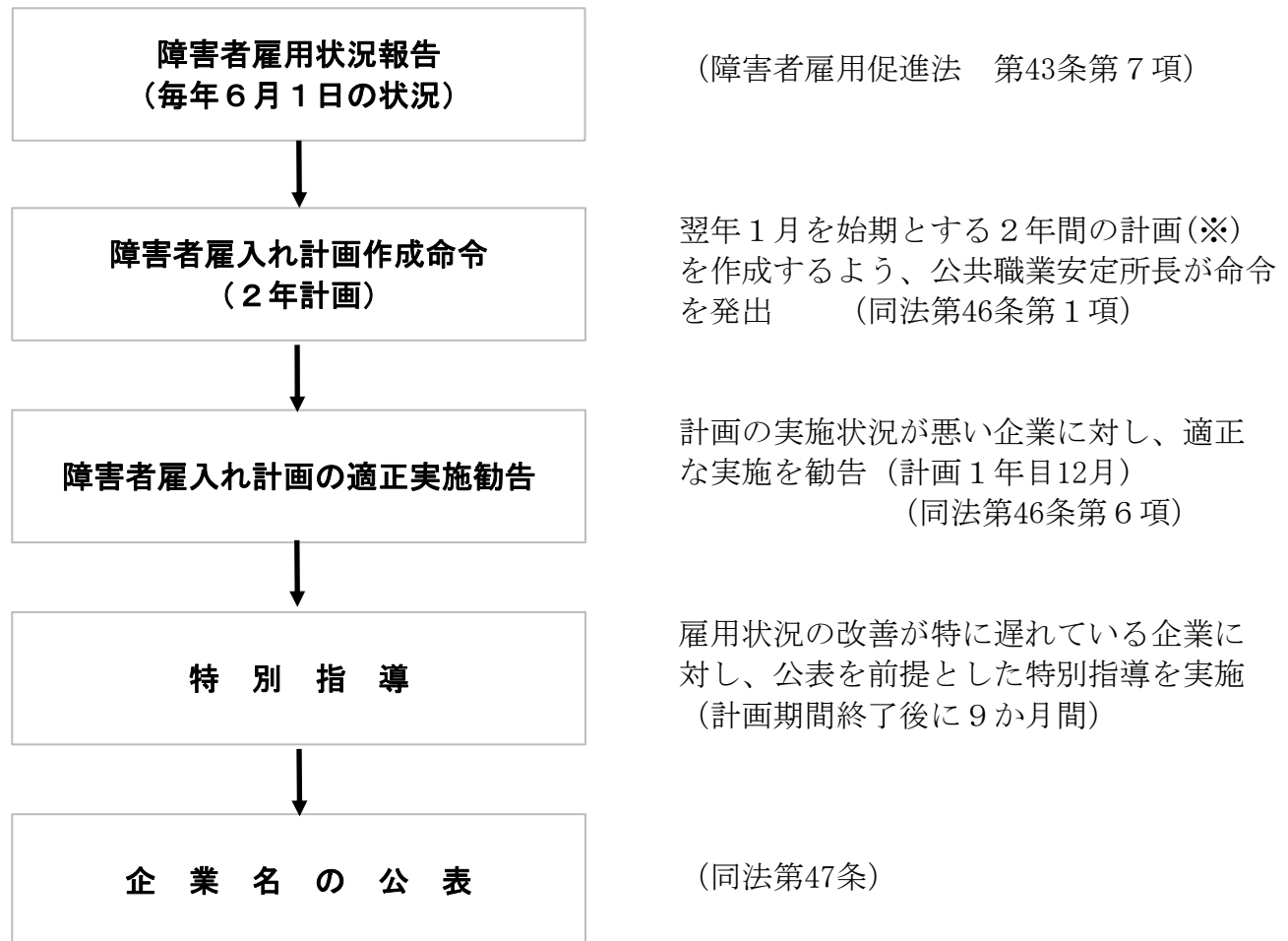
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

6 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和4年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 0社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - *「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 3社 (令和4年度)

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

[詳細表]

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況

(令和5年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労 働者(注3)(注 5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5(注2)	F. うち新規雇 用分(注6)			
[香川] 一般の 民間企業	企業 909 (882)	人 153,810.0 (151,535.5)	人 716 (716)	人 120 (107)	人 1,720 (1,606)	人 193 (243)	人 3,368.5 (3,266.5)	人 282.5 (260.5)	% 2.19 (2.16)	企業 519 (494)	% 57.1 (56.0)
[全国] 一般の 民間企業	企業 108,202 (107,691)	人 27,523,661.0 (27,281,606.5)	人 127,318 (125,433)	人 17,553 (17,969)	人 350,061 (317,201)	人 39,856 (55,844)	人 642,178.0 (613,958.0)	人 63,557.5 (58,855.0)	% 2.33 (2.25)	企業 54,239 (52,007)	% 50.1 (48.3)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
令和元年6月2日以降に採用された者であること。
令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

(令和5年6月1日現在)

区分	① 企業数	②□ 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者(注 3)	B. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者である 短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者(注 3)(注4)	D. 重度以外の身 体障害者及び 知的障害者で ある短時間労働 者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分 (注6)			
規模計	企業 909 (882)	人 153,810.0 (151,535.5)	人 716 (716)	人 120 (107)	人 1,720 (1,606)	人 193 (243)	人 3,368.5 (3,266.5)	人 282.5 (260.5)	% 2.19 (2.16)	企業 519 (494)	% 57.1 (56.0)
人 43.5～ 100人未満	企業 513 (492)	人 33,435.0 (32,196.0)	人 121 (125)	人 27 (27)	人 321 (299)	人 36 (43)	人 608.0 (597.5)	人 51.0 (45.0)	% 1.82 (1.86)	企業 272 (263)	% 53.0 (53.5)
100～ 300人未満	301 (291)	45,537.0 (44,037.0)	207 (192)	41 (27)	553 (495)	65 (88)	1,040.5 (950.0)	106.0 (65.5)	2.28 (2.16)	194 (176)	64.5 (60.5)
300～ 500人未満	49 (53)	17,207.5 (18,549.0)	76 (85)	20 (26)	192 (199)	17 (27)	372.5 (408.5)	18.0 (29.0)	2.16 (2.20)	30 (31)	61.2 (58.5)
500～ 1,000人未満	25 (26)	15,194.0 (15,928.0)	77 (83)	6 (4)	162 (167)	22 (36)	333.0 (355.0)	34.0 (25.0)	2.19 (2.23)	13 (12)	52.0 (46.2)
1,000人以上	21 (20)	42,436.5 (40,825.5)	235 (231)	26 (23)	492 (446)	53 (49)	1,014.5 (955.5)	73.5 (96.0)	2.39 (2.34)	10 (12)	47.6 (60.0)

() 内は令和4年6月1日現在の数値である。

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

(令和5年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者(注3)	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である 短時間労 働者(注 3)	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以 外の身体障 害者及び知的 障害者であ る短時間労 働者(注3) (注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規 雇用分(注6)			
産業計	企業 909 (882)	人 153,810.0 (151,535.5)	人 716 (716)	人 120 (107)	人 1,720 (1,606)	人 193 (243)	人 3,368.5 (3,266.5)	人 282.5 (260.5)	% 2.19 (2.16)	企業 519 (494)	% 57.1 (56.0)
農、林、漁 業	企業 6 (5)	人 913.5 (826.5)	人 4 (2)	人 0 (0)	人 8 (6)	人 2 (1)	人 17.0 (10.5)	人 7.0 (1.0)	% 1.86 (1.27)	企業 3 (2)	% 50.0 (40.0)
鉱業、採石 業、砂利採 取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	42 (42)	6,391.0 (6,459.5)	28 (31)	1 (2)	58 (52)	0 (1)	115.0 (116.5)	10.0 (9.5)	1.80 (1.80)	23 (18)	54.8 (42.9)
製造業	276 (267)	41,396.0 (40,371.0)	203 (185)	19 (22)	463 (443)	34 (32)	905.0 (851.0)	59.5 (47.5)	2.19 (2.11)	168 (165)	60.9 (61.8)
電気・ガス・ 熱供給・水 道業	3 (4)	6,058.0 (6,211.0)	43 (44)	0 (1)	75 (74)	0 (0)	161.0 (163.0)	0.0 (11.0)	2.66 (2.62)	3 (4)	100.0 (100.0)
情報通信業	16 (14)	2,294.5 (2,152.0)	11 (10)	2 (2)	11 (9)	0 (0)	35.0 (31.0)	1.0 (1.0)	1.53 (1.44)	5 (3)	31.3 (21.4)
運輸業、郵 便業	59 (55)	11,090.0 (10,975.5)	43 (44)	3 (3)	145 (147)	10 (6)	239.0 (241.0)	23.5 (19.0)	2.16 (2.20)	32 (31)	54.2 (56.4)
卸売業、小 売業	133 (131)	21,430.0 (22,103.5)	85 (98)	17 (18)	247 (209)	35 (57)	451.5 (451.5)	37.0 (36.0)	2.11 (2.04)	62 (63)	46.6 (48.1)
金融業、保 険業	16 (14)	5,622.5 (5,580.5)	31 (31)	0 (1)	43 (39)	0 (2)	105.0 (103.0)	6.0 (4.0)	1.87 (1.85)	5 (5)	31.3 (35.7)
不動産業、 物品賃貸業	11 (11)	9,637.0 (9,263.5)	43 (40)	15 (11)	110 (111)	25 (25)	223.5 (214.5)	26.5 (25.0)	2.32 (2.32)	4 (5)	36.4 (45.5)
学術研究、 専門・技術 サービス業	23 (24)	5,779.0 (5,868.5)	29 (30)	0 (0)	60 (60)	1 (2)	118.5 (121.0)	4.0 (19.0)	2.05 (2.06)	13 (12)	56.5 (50.0)
宿泊業、飲 食サービス 業	24 (22)	2,295.5 (2,105.5)	9 (10)	8 (6)	19 (15)	7 (12)	48.5 (47.0)	9.0 (2.5)	2.11 (2.23)	14 (5)	58.3 (22.7)
生活関連 サービス業、 娯楽業	22 (17)	2,706.5 (2,310.5)	10 (10)	5 (6)	31 (24)	4 (6)	58.0 (53.0)	6.0 (1.5)	2.14 (2.29)	13 (10)	59.1 (58.8)
教育、学習 支援業	16 (15)	1,652.5 (1,570.0)	5 (6)	1 (0)	13 (10)	0 (2)	24.0 (23.0)	2.0 (1.0)	1.45 (1.46)	6 (5)	37.5 (33.3)
医療、福祉	191 (187)	23,459.5 (23,268.0)	113 (105)	37 (21)	277 (278)	60 (81)	570.0 (549.5)	53.0 (50.0)	2.43 (2.36)	127 (128)	66.5 (68.4)
複合サービ ス事業	2 (2)	3,364.5 (3,439.5)	19 (20)	3 (3)	32 (31)	1 (1)	73.5 (74.5)	2.5 (5.0)	2.18 (2.17)	0 (0)	0.0 (0.0)
サービス業	69 (72)	9,720.0 (9,030.5)	40 (50)	9 (11)	128 (98)	14 (15)	224.0 (216.5)	35.5 (27.5)	2.30 (2.40)	41 (38)	59.4 (52.8)

() 内は令和4年6月1日現在の数値である。

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

① 概況

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人 又は5人	5.5人以上 10以下	10.5人 以上	
規模計	390 (100.0%)	278 (71.3%)	73 (18.7%)	18 (4.6%)	12 (3.1%)	7 (1.8%)	2 (0.5%)	-	244 (62.6%)
43.5人～ 100人未満	241 (100.0%)	223 (92.5%)	18 (7.5%)	-	-	-	-	-	223 (92.5%)
100人～ 300人未満	107 (100.0%)	49 (45.8%)	42 (39.3%)	12 (11.2%)	3 (2.8%)	1 (0.9%)	-	-	21 (19.6%)
300人～ 500人未満	19 (100.0%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)	7 (36.8%)	3 (15.8%)	-	-	0 (0.0%)
500人～ 1000人 未満	12 (100.0%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	-	0 (0.0%)
1000人 以上	11 (100.0%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	-	-	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.6%）

①概況

（令和5年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 機関の数	⑥ 法定雇用率達成機 関の割合	
			A.重度身体障害者 及び重度知的障害 者(注3)	B.重度身体障害者 及び重度知的障害 者である短時間勤 務職員(注3)	C.重度以外の身体 障害者、知的障害 者及び精神障害者 (注3)(注4)	D.重度以外の身体 障害者及び知的障 害者である短時間 勤務職員(注3)(注 5)	E.計 A×2+B+C+D× 0.5 (注2)	F.うち新規雇用分 (注6)				
香 川	計	機関 2 (2)	人 5,436.5 (5,435.0)	人 45 (42)	人 2 (2)	人 55 (59)	人 0 (3)	人 147.0 (146.5)	人 5.0 (5.0)	% 2.70 (2.70)	機関 1 (2)	% 50.0 (100.0)
	都道府県 知事部局	機関 1 (1)	人 5,006.0 (5,009.0)	人 42 (38)	人 2 (2)	人 52 (56)	人 0 (3)	人 138.0 (135.5)	人 4.0 (5.0)	% 2.76 (2.71)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
	その他の 都道府県機関	1 (1)	430.5 (426.0)	3 (4)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	9.0 (11.0)	1.0 (0.0)	2.09 (2.58)	0 (1)	0.0 (100.0)
全 国	計	機関 163 (164)	人 359,503.0 (363,592.0)	人 2,536 (2,547)	人 298 (298)	人 5,030 (4,744)	人 455 (546)	人 10,627.5 (10,409.0)	人 987.5 (975.5)	% 2.96 (2.86)	機関 152 (153)	% 93.3 (93.3)
	都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 279,375.0 (283,858.5)	人 2,029 (2,045)	人 160 (161)	人 3,916 (3,697)	人 267 (348)	人 8,267.5 (8,122.0)	人 795.0 (731.0)	% 2.96 (2.86)	機関 47 (46)	% 100.0 (97.9)
	その他の 都道府県機関	116 (117)	80,128.0 (79,733.5)	507 (502)	138 (137)	1,114 (1,047)	188 (198)	2,360.0 (2,287.0)	192.5 (244.5)	2.95 (2.87)	105 (107)	90.5 (91.5)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

①令和元年6月2日以降に採用された者であること。

②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

8 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

①概況

（令和5年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割 合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者(注 3)	B. 重度身体障 害者及び重度知 的障害者である 短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障害 者(注3)(注4)	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者であ る短時間勤務職 員(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5(注2)	F. うち新規雇用 分(注6)			
[香川] 市町村の機関	機関 30 (31)	人 13,055.5 (12,959.5)	人 78 (77)	人 9 (5)	人 173 (157)	人 6 (5)	人 341.0 (318.5)	人 41.5 (36.5)	% 2.61 (2.46)	機関 26 (22)	% 86.7 (71.0)
[全国] 市町村の機関	機関 2,460 (2,462)	人 1,353,753.5 (1,341,687.5)	人 8,292 (8,239)	人 684 (644)	人 17,767 (16,787)	人 1,153 (1,253)	人 35,611.5 (34,535.5)	人 3,108.0 (3,193.5)	% 2.63 (2.57)	機関 1,910 (1,846)	% 77.6 (75.0)

注 2(1)①の表と同じ

(3) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

①概況

（令和5年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合	
			A.重度身体障害者 及び重度知的障害 者(注3)	B.重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務職 員(注3)	C.重度以外の身体 障害者、知的障害者 及び精神障害者(注 3)(注4)	D.重度以外の身体 障害者及び知的障 害者である短時間勤 務職員(注3)(注5)	E.計 A×2+B+C+D× 0.5 (注2)	F.うち新規雇用分 (注6)				
香 川	計	機関 2 (2)	人 7,324.0 (7,381.5)	人 42 (42)	人 1 (1)	人 99 (102)	人 1 (0)	人 184.5 (187.0)	人 29.0 (25.0)	% 2.52 (2.53)	機関 2 (1)	% 100.0 (50.0)
	都道府県 教育委員会	機関 1 (1)	人 6,562.0 (6,622.5)	人 36 (38)	人 1 (1)	人 91 (93)	人 1 (0)	人 164.5 (170.0)	人 24.0 (23.0)	% 2.51 (2.57)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
	市町村 教育委員会	1 (1)	762.0 (759.0)	6 (4)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	20.0 (17.0)	5.0 (2.0)	2.62 (2.24)	1 (0)	100.0 (0.0)
全 国	計	機関 95 (95)	人 726,615.5 (726,284.5)	人 3,907 (3,894)	人 250 (247)	人 8,710 (8,197)	人 450 (538)	人 16,999.0 (16,501.0)	人 2,257.0 (2,337.5)	% 2.34 (2.27)	機関 64 (58)	% 67.4 (61.1)
	都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 638,830.0 (638,879.0)	人 3,493 (3,473)	人 231 (227)	人 7,514 (7,043)	人 410 (494)	人 14,936.0 (14,463.0)	人 1,998.5 (2,034.5)	% 2.34 (2.26)	機関 31 (26)	% 66.0 (55.3)
	市町村 教育委員会	48 (48)	87,785.5 (87,405.5)	414 (421)	19 (20)	1,196 (1,154)	40 (44)	2,063.0 (2,038.0)	258.5 (303.0)	2.35 (2.33)	33 (32)	68.8 (66.7)

注 2(1)①の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

①概況

(令和5年6月1日現在)

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 ③÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成法人の数	⑥ 法定雇用率達 成法人の割合	
			A.重度身体障害者 及び重度知的障害 者(注3)	B.重度身体障害者 及び重度知的障害 者である短時間労働 者(注3)	C.重度以外の身体 障害者、知的障害者 及び精神障害者(注 3)(注4)	D.重度以外の身体 障害者及び知的障 害者である短時間労 働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5(注2)	F. うち新規雇用分 (注6)				
香 川	計	法人 1 (1)	人 1,973.0 (1,924.5)	人 11 (11)	人 2 (0)	人 30 (28)	人 0 (0)	人 54.0 (50.0)	人 7.0 (5.0)	% 2.74 (2.60)	法人 1 (1)	% 100.0 (100.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を 除く)	法人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	% 0.00 (0.00)	法人 0 (0)	% 0.0 (0.0)
	国立大学法人等	1 (1)	1,973.0 (1,924.5)	11 (11)	2 (0)	30 (28)	0 (0)	54.0 (50.0)	7.0 (5.0)	2.74 (2.60)	1 (1)	100.0 (100.0)
	地方独立行政法人 等	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
全 国	計	法人 369 (365)	人 467,326.5 (455,960.5)	人 2,884 (2,852)	人 219 (208)	人 6,763 (6,332)	人 259 (353)	人 12,879.5 (12,420.5)	人 1,538.5 (1,380.0)	% 2.76 (2.72)	法人 308 (292)	% 83.5 (80.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等を 除く)	法人 93 (91)	人 218,020.5 (217,650.0)	人 1,375 (1,371)	人 120 (121)	人 3,336 (3,121)	人 177 (249)	人 6,294.5 (6,108.5)	人 769.0 (637.5)	% 2.89 (2.81)	法人 80 (78)	% 86.0 (85.7)
	国立大学法人等	86 (86)	149,826.0 (149,209.0)	998 (994)	43 (44)	2,043 (1,976)	29 (37)	4,096.5 (4,026.5)	438.5 (394.0)	2.73 (2.70)	77 (70)	89.5 (81.4)
	地方独立行政法人 等	190 (188)	99,480.0 (89,101.5)	511 (487)	56 (43)	1,384 (1,235)	53 (67)	2,488.5 (2,285.5)	331.0 (348.5)	2.50 (2.57)	151 (144)	79.5 (76.6)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

4 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況

令和5年6月1日現在

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	5,436.5	147.0	2.70	2.0	
香川県	5,006.0	138.0	2.76	0.0	特例認定あり 注5
香川県警察本部	430.5	9.0	2.09	2.0	

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	13,055.5	341.0	2.61	15.0	
高松市	3,992.5	94.0	2.35	9.0	注6①
丸亀市	882.5	24.0	2.72	0.0	
坂出市	710.5	14.5	2.04	3.5	特例認定あり 注5 注6②
善通寺市	319.0	6.0	1.88	2.0	
三豊市	767.0	20.0	2.61	0.0	
観音寺市	765.5	23.5	3.07	0.0	特例認定あり 注5
さぬき市	691.5	17.0	2.46	0.0	
東かがわ市	248.0	8.0	3.23	0.0	
土庄町	160.0	6.0	3.75	0.0	
小豆島町	258.0	8.0	3.10	0.0	
三木町	404.0	11.0	2.72	0.0	
直島町	71.0	2.0	2.82	0.0	
宇多津町	211.0	5.0	2.37	0.0	
綾川町	404.0	10.5	2.60	0.0	
琴平町	121.0	4.0	3.31	0.0	
多度津町	249.5	9.0	3.61	0.0	
まんのう町	339.5	8.0	2.36	0.0	
丸亀市教育委員会	288.0	6.5	2.26	0.5	
善通寺市教育委員会	194.0	6.0	3.09	0.0	
三豊市教育委員会	336.5	11.0	3.27	0.0	
さぬき市教育委員会	176.5	5.0	2.83	0.0	
東かがわ市教育委員会	125.5	3.0	2.39	0.0	
土庄町教育委員会	137.0	3.0	2.19	0.0	
大川広域行政組合	75.5	3.0	3.97	0.0	
三豊総合病院企業団	551.0	15.0	2.72	0.0	
中讃広域行政事務組合	74.5	2.0	2.68	0.0	
小豆地区広域行政事務組合	114.5	4.0	3.49	0.0	
丸亀市モーターボート競走事業	98.0	4.0	4.08	0.0	
坂出市立病院	202.5	6.0	2.96	0.0	
香川県広域水道企業団	87.5	2.0	2.29	0.0	

(3) 県教育委員会等の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	7,324.0	184.5	2.52	0.0	
香川県教育委員会	6,562.0	164.5	2.51	0.0	
高松市教育委員会	762.0	20.0	2.62	0.0	

(4) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	1,973.0	54.0	2.74	0.0	
国立大学法人 香川大学	1,973.0	54.0	2.74	0.0	

- 注1 (1)～(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 (4)表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員(労働者)以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員(労働者)である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(労働者)については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員(労働者)である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数(労働者数)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 6 ①高松市においては、令和5年11月10日時点において障害者の数104.5人、実雇用率2.61%、不足数0人となっている。
②坂出市においては、令和5年11月1日時点において障害者の数18.5人、実雇用率2.60%、不足数0人となっている。